別表十七㈢の記載要領に次の１号を加える。

４　この表のⅣは、青色申告書を提出する法人で租税特別措置法第66条の11の２第２項（特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例）に規定する特定投資運用業者に該当するものが同条第１項の規定の適用を受ける場合又は連結法人で同法第68条の95の２第２項（連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例）に規定する特定投資運用業者に該当するものが同条第１項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十の十三の表中

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 （別表十二（十三）「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 （別表十二（十三）「43の計」）
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 （別表十二（十）「15」、別表十二（十一）「10」又は別表十二（十四）「12」）

を

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 （別表十二（十四）「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 （別表十二（十四）「43の計」）
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 （別表十二（十一）「15」、別表十二（十二）「10」又は別表十二（十五）「12」）

に改める。

別表十一の二の表中

公益法人等・協同組合等の繰入限度額 ⑹×$\frac{102、104、106又は108}{100}$

を

公益法人等・協同組合等の繰入限度額 ⑹×$\frac{102、104又は106}{100}$

に改め、同表の記載要領第11号㈠中「法定繰入率）」を「貸倒引当金の特例）又は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和３年政令第119号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（⑵において「令和３年旧措置法施行令」という。）第33条の７第４項各号（中小企業者等の貸倒引当金の特例）」に改め、同号㈡中「「公益法人等・協同組合等の繰入限度額 ⑹×$\frac{102、104、106又は108}{100}$ ⑺」を「「公益法人等・協同組合等の繰入限度額 ⑹×$\frac{102、104又は106}{100}$ ⑺」に、「平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度にあつては、「102、104、106又は」を消し、同年４月１日」を「令和２年４月１日」に、「「102、104、」及び「又は108」」を「「102、104又は」」に、「「、106又は108」」を「「又は106」」に、「「、104、106又は108」」を「「、104又は106」」に改める。

別表十一㈠を別表十一㈡とし、別表十一㈡から別表十一㈣までを１表ずつ繰り下げる。

別表十一㈡の表中

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 （別表十二（十三）「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 （別表十二（十三）「43の計」）

を

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 （別表十二（十四）「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 （別表十二（十四）「43の計」）

に、

構　　造

を

構　造、用途、設備の種類又は区分

に改め、同表の記載要領第四号㈠中「を受けた法人又は同日以後に震災特例法第26条の３第１項の指定」を「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号。⑴において「令和３年改正法」という。）附則第103条第２項（再投資等準備金に関する経過措置）に規定する旧指定を受けた法人又は同日以後に震災特例法第26条の３第１項の指定若しくは令和３年改正法附則第115条第２項（連結法人の再投資等準備金に関する経過措置）に規定する旧指定」に、「同日前に震災特例法第18条の３第１項の指定」を「同日前に令和３年改正法附則第103条第２項に規定する旧指定」に、「同日前に震災特例法第26条の３第１項の指定」を「同日前に令和３年改正法附則第115条第２項に規定する旧指定」に改め、同表を別表十一㈢とする。